

## 新潟市精神保健福祉審議会条例

### (設置)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条

第1項の規定に基づき、新潟市精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 市長は、前項に規定する委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 精神保健又は精神障がい者の福祉に関し学識経験のある者

(2) 精神障がい者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障がい者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

### (委員及び臨時委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了する日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員（当該審議事項に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、保健衛生部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。